
危機管理マニュアル

「概要版」
(自然災害対応編)

国立大学法人
 三重大学

目 次

第1章 総 則	3
第1 目 的	3
第2 災害の範囲	3
第3 マニュアルの適用	3
第4 マニュアルの策定・記述範囲等	3
第5 マニュアルの改訂等	4
第6 防災意識高揚のための研修・訓練	4
第7 その他	4
第2章 災害対策本部の機構等	6
第1 災害対策本部の機構・構成等	6
第2 災对本部の標識等	8
第3章 対応（参集）体制・災害対策本部の設置等	9
第4章 突発的災害発生時における応急対策活動	12
第1節 地震等災害発生時の対応	12
第2節 災害関連情報の収集・処理	14
第3節 避難・安否確認活動	16
第1 避難判断の基準・実施等	16
第2 安否確認活動	18
第4節 救助・医療・消火活動	19
第1 救助活動	19
第2 医療活動	19
第3 初期消火活動	20
第5節 応援要請	21

第6節 広報・広聴活動.....	22
第1 広報活動.....	22
第2 広聴活動.....	22
第7節 食糧・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動.....	23
第8節 帰宅困難者対策.....	24
第9節 ライフライン施設の応急対策活動.....	25
第10節 防疫・遺体の処理等に関する活動.....	26
第1 防疫・衛生活動.....	26
第2 遺体の処理等.....	26
第11節 二次災害の防止活動.....	27
第5章 東海地震に関する活動.....	28
第1 注意情報発表時の対処.....	28
第2 警戒宣言発令時の対処.....	28

第1章 総則

第1 目的

このマニュアルは、「三重大学消防計画」に定める大規模地震等を対象とした三重大学災害対策本部（三重大学附属病院災害対策本部を除く。）が行う応急対策活動等に関する概要を示したものである。記述内容は、津市及び三重県地域防災計画並びに三重大学附属病院消防計画と整合性を保ちつつ、災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるための対策活動を全学一体となって円滑に実施できるよう学内体制を整え、かつ実践的対策活動の枠組みを示すことを目的とする。なお「三重大学消防計画」は、消防法改正（平成21年6月1日施行）に基づくものである。

第2 災害の範囲

このマニュアルで扱う災害とは、主として地震、津波、地震により発生する火事をいう。なお、暴風・豪雨・洪水については、特異事項として扱うこととした。

第3 マニュアルの適用

このマニュアルは、以下の場合に適用するものとする。

- 1 津市及び本学の施設が所在する地域において「大規模地震・風水害」による自然災害が発生し、（予想される場合も含む）その災害に対処するために「三重大学災害対策本部」が設置された場合。
- 2 東海地震に関連する情報の一つである東海地震注意情報及び警戒宣言が発表された場合。

第4 マニュアルの策定・記述範囲等

- 1 このマニュアルの策定・記述範囲は、主として別紙第1-②「三重大学災害対策本部組織図」（附属病院対策本部の災害・火災対策を除く。）の本部隊、各部局隊、各地区隊が大規模地震対応に関する対策活動・体制等を取りまとめたものである。

なお、本部隊各班、及び各部局隊、各地区隊は本マニュアルに基づき、それぞれ課せられた役割を達成するため、特性に応じた細部のマニュアル等を策定するものとする。

- 2 風水害対応については、本マニュアルに準拠して対策活動等を行うものとする。

第5 マニュアルの改訂等

このマニュアルは、図上訓練、現地訓練等の検証結果等を踏まえ適宜、より具体的かつ実効性あるマニュアルとなるよう改訂していくものとする。なお、本マニュアルに基づく応急対策活動に関し、より具体的な検討の必要性が生じたり、新たな課題が発生した場合には、関係部局によるワーキング等を開催して詳細な検討を行い、必要な事項は適宜改訂等するものとする。

第6 防災意識高揚のための研修・訓練

災害対策活動を適切かつ円滑に実施するには、学生・教職員一人ひとりが災害時の行動及び災害活動担当業務等を把握していることが大切である。このため全学の学生・教職員を対象とした訓練・研修等を計画的に実施する。

第7 その他

突発的な自然災害に備えるため、次の点について留意し、今後取り組むこととする。

1 職員個人の責任において行うべき危機管理について

(1) 各構成員が、日常的に次の点について注視するなど危機意識を保持する。

- ア 避難経路等へ災害発生時の避難行為を妨げるような物品を置かないよう注視・指導する。
- イ 救急車両等の進入路確保の為、建物出入り口付近への駐車・駐輪を厳禁するよう注視・指導する。
- ウ 各構成員それぞれが、関係者への緊急連絡が効率的に行えるよう、普段からスケジュールや連絡先の把握に努める。

(2) 各構成員が、日常的に自然災害に関する対応知識・情報を入手し危機への認識を更新する。

- ア 緊急時連絡体制を認識し、対応可能な態勢を整える。
- イ 災害発生時の対応マニュアルや対応業務を認識し、迅速かつ的確な対応が行える態勢を整える。
- ウ 自然災害対策改善に向けた情報の入手並びに改善に向けた取組を行う。

2 組織の責任において行うべき危機管理について

(1) 自然災害対策に関する組織体制の改善・整備

- ア 自然災害に関する危機対応組織の改善・整備
- イ 自然災害に関する災害対策マニュアルの改善・整備
- ウ 緊急時連絡体制に関するシステム・方法等の改善・整備

- エ 非常勤講師を含めた教員に対する災害時行動要領を周知し、被害の最小化を図る
- オ 三重県、津市、関係自治体との災害対策に関する連携を図る。
- カ 災害時の支援体制措置に向けた大学生協や民間企業との連携を図る。

(2) 自然災害対策に関する施設等点検・整備

- ア 校舎等の耐震工事計画策定・実施
- イ 避難場所・避難ルート表示看板の設置
- ウ 施設、キャンパス内の安全対策実施
- エ 防災点検や各種設備点検等の実施
- オ 災害対策上必要となる設備・物品の整備計画策定・整備
- カ 災害対策上必要となる備蓄物品等の整備計画策定・整備

第2章 災害対策本部の機構等

第1 災害対策本部の機構・構成等

三重大学災害対策本部機構（以下「災対本部」という。）は本部員会議、本部室、本部隊、部局隊、地区隊でもって構成する。

別紙第1－①「三重大学災害対策本部機構（総括表）」

別紙第1－②「三重大学災害対策本部機構図」

1 本部員会議

本部長、副本部長、統括監、副統括監、事務局長、事務局長補佐、本部隊各班長、本部隊各班長の指名する者等によって構成し、災害応急対策活動上の基本的事項、重要事項について決定・確認を行うため、本部員会議を適宜開催する。本部員会議の運営等に関する事項は概ね次のとおりである。

- (1) 会議の招集及び事務は、総括・広報連絡班総務グループが行う。
- (2) 会議の進行は統括監又は事務局長が行う。
- (3) 会議には必要に応じて附属病院長及び防災関係機関等の参画を得るものとする。
- (4) 本部員は、会議終了後、本部内関係各班及び各部局隊等に本部長の指示事項、会議の決定事項及び各種情報等を伝達するとともに、応急対策等の指示・指導を行う。
- (5) 本部室、本部員会議の開催場所

本部室及び本部員会議開催場所は下表のとおりとする。

区分	本部室	本部員会議
場所	本部管理棟2F 会議室	同左

なお、学長室が使用できない場合、または、気象庁から津波警報等が発表され、津市災害対策本部から避難勧告・指示が発令された場合は、事務局5Fに本部室を開設する。

- (6) 本部員会議の内容・資料作成等は、別紙第2「本部員会議の内容等」による。
- (7) 別紙第3「三重大学災害対策本部本部員表（基準）」

2 本部室

- (1) 本部室には、本部長、副本部長、統括監、副統括監、災害対策本部事務局長（以下、「事務局長」という。）、災害対策本部事務局長補佐（以下、「事務局長補佐」という。）等が在室する。
- (2) 本部室に、本部隊の各班各グループの一部を置き、次の事務等を行う。

- ア 本部長等の命令・指示、伝達に関すること
- イ 本部員会議に関すること
- ウ 災害情報の収集、整理、記録等に関すること

- エ 本部員及び本部隊各班との連絡・調整に関すること
- オ 別紙第4「本部室構成班等表」

3 本部長等本部員の役割

(1) 本部長（学長）

- ア 重要事項の最終意思決定
- イ 本部員会議の招集
- ウ 記者会見（学生等に対する呼びかけ等）[状況に応じ]
- エ 津市災害対策本部長との情報通信
- オ 主要な被災情報、応急対策情報等の把握
- カ 被災地の視察・激励

※ 本部長の意思決定を要する主要事項等

- ◇ 災害対策本部設置及び廃止の要否
- ◇ 避難勧告・指示
- ◇ 応急措置の実施に係る指示・実施
- ◇ 津市災害対策本部に対する応援要請
- ◇ 地域住民の避難等受入れの可否

(2) 副本部長（①教育担当理事、②研究・国際交流担当理事）

- ア 本部長の補佐
- イ 本部長不在時の代行
- ウ 本部長の意思決定に対する適切な助言
- エ 学外現地災害対策本部長として指名時に赴任

(3) 統括監（危機管理担当副学長）

- ア 本部長の補佐・助言
- イ 本部員会議の進行等

(4) 副統括監（①企画・評価担当理事、②情報・環境担当理事）

- ア 本部長の補佐・助言
- イ 統括監不在時の代行

(5) 災害対策本部事務局長

- ア 本部長等の補佐
- イ 本部長・副本部長・統括監不在時の代行
- ウ 本部隊各班業務全体に対する指揮・統括等

(6) 災对本部事務局長補佐

- ア 事務局長の補佐
- イ 大学の災害応急対策の実施の総括に関すること（総合的な方針立案等、進行管理等）
- ウ 収集情報の分析等に関すること
- エ 本部隊及び部局隊等との総合調整・統制等に関すること

4 本部隊

本部隊各班の分掌事務は別紙第5「本部隊各班の分掌事務」による。

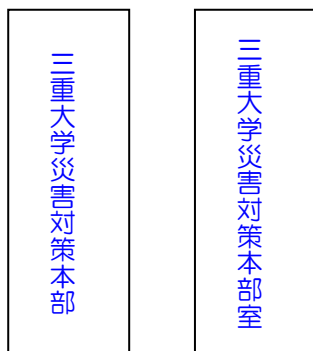
5 各部局隊、各地区隊

各部局隊及び各地区隊（以下、「各部局隊等」という。）は、別紙第6「部局隊等の分掌事務（基準）」に基づき、それぞれの地域の特性、規模等に応じた体制を整える。

第2 災对本部の標識等

1 標識

災对本部の設置を示すため、次の標識を災对本部設置場所の入口等に、また本部室前に標識を掲げるものとする。（大きさは掲示場所により適宜決定する。）



2 服装

災对本部が設置されたときに災害応急対策等に従事する教職員の服装は、原則として防災服または各部局で統一された作業服とし、名札を着用するものとする。

第3章 対応（参集）体制・災害対策本部の設置等

1 対応（参集）体制・構成員等（基準）「勤務時間内外共通」

区分等		事象等	・津市域で震度4の地震発生 ・津波警報 ・東海地震注意情報 ※暴風警報 ※特別警報等	・津市域で震度5弱の地震発生 ・大津波警報 ・（東海地震警戒宣言）	・津市域で震度5強の地震発生 （※2 大津波警報）
体制			第1次体制 （初動体制）	第2次体制	第3次体制
災対本部（警戒本部）等設置の要否			情報連絡所	○ （警戒宣言時）	○
学内緊急一斉放送			○（津波警報時）	○	○
事務局等構成員	学 長			○	全 教 職 員
	各 理 事			○	
	危機管理担当 副学長			○	
	企画総務部長	○		○	
	財 務 部（長）			○	
	学 務 部（長）			○	
	施 設 部（長）			○	
	学術情報部（長）			○	
	企 画 総 務 部			○	
	総務T	○		○	
企画T	○		○		
※1 広報室	○		○		
防 災 室	○		○ ・防災アドバイザー		
☆ 各 部 局 隊		通信連絡G	通信連絡G 初期消火G		全 教 職 員
☆ 各 地 区 隊		通信連絡G	通信連絡G 初期消火G		
☆ 伊 賀 拠 点					
☆ 四 日 市 フ ロ ン ト					

※：構成員は、状況に応じ定める。

注1 夜間等勤務時間外において、上記のいずれかの体制にかかる事象が発生した場合、関係各部局等は、緊急時連絡網により参集を行うものとする。

※1 東海地震注意情報が発表された場合に参集するものとする。

※2 第3次体制の大津波警報発表時の参集は、状況による。注2 参集後は別紙第1-②「三重大学災害対策本部機構図」に示す編成により行動等を行うものとする。

注3 災害の状況、気象状況及び東海地震関連情報の発表等に応じ、本体制以外の体制等を指示することがある。

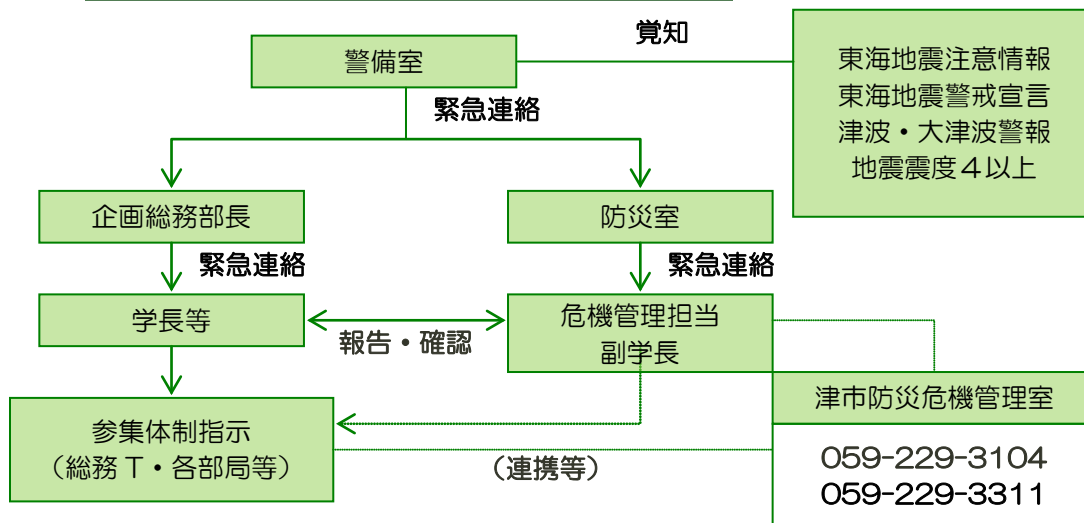
注4 志摩市及び松阪市で震度4以上の地震の観測及び津波警報が発表された場合は、状況に応じ必要な体制をとるものとする。

注5 各部局等は、上記体制に即応するため、災害時連絡（参集）体制を最新の状態に整備・周知しておくものとする。

注6 凡例 T：チーム、C：コーディネーターをいう。

☆ 各部局隊、各地区隊、伊賀拠点、四日市フロントの参集体制は、本体制を準拠として確立するものとする。

2 勤務時間外における危機事象情報連絡体制



3 配備状況報告

所属長は職員の配備状況を速やかに把握し、配備人員数を企画総務部等に報告するものとする（災対本部が設置されている場合は災対本部）。なお、災対本部の設置が勤務時間外の場合においては、災害の規模等により必要に応じて次の事項についても報告を求めることがある。

(1) 招集連絡済人員数、連絡不能人員数及び連絡不能地域

(2) 参集人員数及び参集不能人員数

4 災对本部（警戒本部）の設置場所

- (1) 本部管理棟内に本部室及び本部隊を設置する。
別紙第8「本部室・本部隊のレイアウト（例）」
本部管理棟が使用できない場合は、附属病院1 2F に設置する。
- (2) 各部局隊等については、各部局隊等統括管理者（学部長等）の計画による。

第4章 突発的災害発生時における応急対策活動

第1節 地震等災害発生時の対応

地震等の突発的な災害発生時の初動活動は、発生時間を「勤務時間内」と「勤務時間外」に区分して次のとおり実施するものとする。

なお、詳細については、各部局等で定めるマニュアル等及び三重大学防災ガイド「～生き残るために～」に基づき対応することとする。

1 勤務時間内の地震または突発的な災害発生時

(1) 各所属で行う緊急措置

ア 学内在校者等（来訪者を含む。以下、「在校者等という。」）の安全確保と避難誘導

学内在校者等の安全を確保し、火災の発生及び津波に対する避難が必要と判断されるときは、緊急放送により避難指示等を行う。

イ 各棟・施設等の被害状況の把握

各施設の被害状況を把握し、管理者等（災害本部設置時は本部室）へ速やかに報告する。火災が発生した場合は、初期消火に努めること。

ウ 被害状況を踏まえた施設の緊急措置

被害の状況に応じ、施設の内外にわたって危険個所の立入規制や薬品、危険物等に対する緊急防護措置を行う。

エ 非常用自家発電機や通信機器の機能確保（災害対策本部設置時）

非常用自家発電機や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機及び通信機器等の機能確保に努める。

(2) 授業及び平常業務の取り扱い

「1次体制」の場合は、配備要員を除く職員で可能な限り実施する。2次体制及び3次体制を必要とする場合は、授業及び平常業務を中止する場合がある。

2 勤務時間外の地震または突発的な災害発生時

(1) 非常招集の対象

原則として各所属で定めた災害時連絡体制名簿（非常参集者名簿）によるものとする。ただし、体制の迅速な確立を図ることが必要と認められるときには、各部局等所属長は応急対策が必要な場所に近い住所地の職員を優先して招集するものとする。

(2) 教職員の心構え

すべての教職員は地震または突発的な災害発生を知った時には、積極的に災害関連情報の収集に努めるものとし、特に次の事項に留意する。

ア 自発的参集

教職員は、地震または突発的な災害が発生した時など、その規模または事象が第1次体制～第3次体制に該当すると思われるときは、指示を待つことなく自発的に所定の場所に参集しなければならない。

イ 被害情報の収集および報告

配備に就く教職員は、自己の住所付近の被害状況や参集途上において知り得た被害状況を速やかに災害対策本部に報告するものとする。

別紙第8「参集途上の行動」

ウ 配備に就かない職員の責務

配備体制が「第3次体制」以外るときで、配備に就く必要がないとされる職員であっても、自己の住所地付近の状況把握に努め、被害等があった場合には災害対策本部へ報告しなければならない。また、体制の増強等による動員指示に迅速に対応できるよう、自宅待機をするなど常に連絡が取れるようにしておくこと。

エ 応急非常配備体制の確立

各所属長は、教職員の参集状況に応じて順次応急的な配備編成を行うなど弾力的に対応し、緊急応急対策活動を実施する。

この際、緊急参集において登校した場合、地震の規模にもよるが、各部局等への入室については、別紙第9「参集から入室までの行動」を参考に入室するものとする。

3 大規模地震発生時の本部隊各班の行動

大規模地震発生時において災対本部が設置された場合の各班の行動は、別紙第10「大規模地震発生時の時系列フロー（基準）」を参考にして対応する。

第2節 災害関連情報の収集・処理

被害情報をはじめとした災害関連情報の取り扱い、応急災害対策を迅速かつ的確に実施する上で基礎的かつ中心的役割を果たすものであり、防災対策上、特に重要である。このことを考慮し、各部局等・災对本部各班・各部局隊等は、協力して次により活動するものとする。

1 情報の収集・伝達・報告

(1) 災害対策本部設置前の収集及び伝達

災害の発生の恐れがあるとき、または災害が発生したときには、各部局等は気象情報、災害情報の収集に努めるものとする。また、収集した情報について相互に連絡を取り合うなど、緊密な連携を図るものとする。

(2) 災害対策本部設置後の収集及び伝達

ア 本部室は気象情報・災害情報について各部局隊等と相互連絡を取り合う。

イ 本部室は学生、教職員等からの報告・通報により収集した被害状況を関係班・部局隊等に速やかに伝達する。

ウ 各部局隊等は次に示す被害情報の把握に努め、速やかに本部室及び関係班等に報告・通報する。

(ア) 人的被害（死者・行方不明者、重軽傷者）／人数、氏名

(イ) 建物の被害（全半壊、一部破損、浸水等）／棟数

(ウ) ライフライン（水道、下水道、電力、ガス、電話）の被害／損壊個所、範囲

(エ) 細部の報告等は、様式1「情報処理カード」による。この際、別紙第11「災害報告取扱要領に定める基準」を参考に報告等を行うものとする。

エ 参考資料「収集・共有情報」参照

(3) 情報の報告・応援要請等

別紙第12「情報収集・報告等系統図」を基準として、行うものとする。

2 「情報責任者」の設置

正確に被害情報および措置情報を掌握するため、災害対策本部の各班は「情報責任者」を置くものとする。情報責任者には、課長級または副課長級の職員を充て、次の業務を行う。

- (1) 所管する被害状況の本部室への連絡
- (2) 災害対策本部室への措置状況報告
- (3) 被害状況の記録
- (4) 関係機関への通報・報告

3 情報の掲示

収集した情報は、本部員等各班・グループ・職員が共有出来るよう出来る限り本部室内に掲示する。

掲示する事が望ましい情報は次のとおり。

掲 示 事 項	掲 示 内 容	掲示担当
被 害 状 況	人的被害状況	通信連絡(情報)G 医 療 救 護 G
	建物被害状況	施 設 調 査 G
交 通 状 況	鉄道被害状況	通信連絡(情報)G
	道路被害状況	
安 否 状 況	学生・教職員の安否確認状況	安 否 確 認 G
ライフライン状況	学内ライフライン被害状況	ライフラインG
	津市等ライフライン被害状況	
応急対策活動状況	各班における応急対策及び応急復旧等の状況	関 係 各 班 G
要 請 状 況	各部局隊等の応援要請状況	通信連絡(情報)G 対 策 G
部外者の避難状況	部外者の避難誘導状況	避 難 誘 導 G

4 災害報告関係書の提出

総括班は、各班の協力を得ながら関係情報を所定の機関に通知する。なお、法令・通達等で定められているものについては、各部局等が直接、関係機関へ所定の方法で報告（通知）するものとする。

第3節 避難・安否確認活動

第1 避難判断の基準・実施等

1 避難判断の基準

- (1) 地震・火災の拡大により、学生・教職員等の生命の危険が及ぶと認められたとき。
- (2) 暴風・大雨・洪水・高潮等による施設の破壊、浸水等が認められるとき。
- (3) 津波警報が発表され、津波による施設の破壊、浸水等の危険が認められるとき。
- (4) 津市から避難勧告・指示があった場合。
- (5) その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき。
- (6) 別紙第13「避難判断の基準」参照

2 避難の実施

- (1) 避難に関する指示伝達は、緊急放送システム等を使用して全学に放送する。この際、視聴覚障害者、外国人等への伝達について考慮する。
- (2) 避難に当たって、留意すべき事項等
 - ア 揺れがおさまった後、各担当地区（施設）の避難口・廊下・避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況等の機能障害を確認し、安全な避難経路を選定する。
 - イ 火災の場合、火勢が強く拡大し消火が困難な場合、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。
 - ウ 防火戸及び防火シャッターの自動閉鎖機能に支障が生じた場合は、手動操作によって行う。
 - エ 避難を迅速かつ斉整と実施するため、避難誘導員を配置して行う。
 - オ 気象庁から津波警報等が発表され、かつ津市災害対策本部から避難勧告・指示が発令された場合は、別冊第1「三重大学津波避難基本計画」に基づき避難行動をとるものとする。
 - カ 各部局隊（長）等は、避難状況を本部室に報告する。
- (3) 各部局隊及び関係地区隊は、別冊第1「三重大学津波避難基本計画」に基づき、あるいは準拠として細部の避難計画（マニュアル）を作成するものとする。

3 来訪者及び地域住民に対する措置

ア 来訪者に対する対応

避難誘導グループは、一時的に避難させた後、津市地域防災計画に定める近傍の指定避難場所へ避難誘導させる。

イ 地域住民に対する対応

大学内に避難等を要望して来られた場合は、丁重に扱い、津市地域防災計画に定める近傍の指定避難場所を紹介する。

ウ 来訪者等の津市指定避難場所への誘導にあたっては、避難施設までの経路、道路状況について説明するとともに、次の事項について留意する。

- (ア) 車両等の使用は避け、必ず徒歩で移動させる。
- (イ) 来訪者等が多数の場合は、避難場所まで同行する。この際、先頭と最後尾に誘導員を配置させて斉整と行う。

エ 津波警報等発表による避難要領は、別冊第1「津波避難基本計画」による。

第2 安否確認活動

本学に在籍する学生・教職員全員の安否をあらゆる手段等を活用し迅速、かつ継続して安否確認情報を収集する。

1 安否確認の要領

災害情報メールサービス、災害用伝言板サービス等の活用、その他の方法等により安否情報を収集・確認・整理する。

また、教職員の家族等の被害状況についても可能な限り並行・継続して把握する。

2 安否確認状況の報告

各部局隊等の長は適宜、安否確認の状況を本部室（安否確認グループ）に報告するものとする。

3 細部は、別冊第2「安否確認マニュアル」による。

第4節 救助・医療・消火活動

第1 救助活動

1 救出・救護にあたっての留意事項

- (1) 損壊建物等の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、原則として火災がある程度鎮火してから救出・救護にあたる。
- (2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者が存在する場合は、救出作業が容易な人を優先して実施する。
- (3) 救出作業にあたっては、安全を確保するため監視員を配置、消火器の準備等を行い二次災害防止に留意する。
- (4) エレベーターの使用、屋外への飛び出し等は禁止する。
- (5) エレベーターが停止している場合は、次により措置等行うものとする。

ア エレベーター内の閉じ込め者の有無を確認し、閉じ込め者が居る場合は、エレベーター管理会社に連絡する。又、本部に速やかに報告する。

イ エレベーター管理会社の到着が遅れる場合については、「エレベーター閉じ込め者の救出訓練」に参加し、その技術を習得した者がいる場合は、本部に報告して救出等を行うものとする。

- (6) 救出した際、当該救出人の救出した場所、時間等を記入しておくものとする。

2 救出部隊の編成等

- (1) 各部局隊等は、津波・火災の脅威等を考慮して、救出・救護等のための部隊を編成し、統制ある救出活動を行う。
- (2) 各部局隊等は、自隊で救助部隊の編成が困難又は、要員が不足する場合は本部隊に応援を要請する。

第2 医療活動

1 応急救護所の開設等

本部隊医療救護グループが大きな揺れがおさまった後、保健管理センター、又は別示する場所に応急救護所を開設し、負傷者に対して応急等の手当てを行う。この際、医師・看護師等の派遣要請については附属病院災害対策本部に対して行う。

2 傷病者の搬送・移送

- (1) 各部局隊等（上浜団地）は、応急救護所に負傷者を搬送する。
- (2) 上浜団地以外の各部局隊等は、最寄の医療機関に負傷者の搬送等の処置を行う。
- (3) 上浜団地の応急救護所において、重傷者の治療・収容が困難な場合においては、附属病院又は他の災害拠点病院等への移送処置を行う。この際、

ヘリコプター等による移送を要する場合は、本部隊対策グループと連携して、迅速な重傷者移送を行うものとする。

第3 初期消火活動

- 1 各部局隊（長）等は、担当区域内の出火場所に初期消火グループを派遣し、早期に消火を行う。
- 2 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、延焼の危険性がある建物及び避難経路、場所を優先して行う。
- 3 火災場所の火勢の状況に応じ本部に応援要請を行う。
- 4 火災が拡大し消火が困難な場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。
- 5 火災発生時近傍に所在する者の初期対処については、次によるものとする。
 - （1）地震を感じ、大きな揺れがおさまった時には、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等の出火防止を行う。
 - （2）ボイラー等火気使用設備の作動確認及びバルブの閉鎖を行う。
 - （3）スプリンクラー設備の自動消火設備が作動しない場合、周囲の人の協力を求めて、消火器や水バケツを利用し初期消火にあたる。

第5節 応援要請

1 応援要請の基準

本部長は、次に該当する場合には、津市（災害対策本部）、関係機関等に対して応援を要請する。

- (1) 大学の総力をもってしても応急対策の実施が困難であり、防災機関等の応援が必要と認められるとき。
- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する防災機関等の応援が必要な場合。

2 応援要請の方法等

- (1) 本部長は、本部員会議の協議に基づいて応援要請を決定し、その実施を関係班に指示する。
- (2) 本部総括・広報連絡班等は津市地域防災計画等に定める応援要請の手続き方法に基づき津市等に要請を行い、関係班、部局隊に受入れ等の準備を指示する。
- (3) 各部局隊等は、本部に対して応援要請を行う場合は、様式1「情報処理カード」により、所定の内容等を記述し要請する。

3 各部局隊・地区隊から直接津市並びに関係市災害対策本部・消防本部等に 応援を要請した場合は、その旨を本部に報告する。

4 応援防災機関等に対する対応

- (1) 防災機関等から派遣等される連絡調整者等の受入れ場所は本部室とする。
- (2) 防災機関等の宿営施設等を確保する。
- (3) ヘリコプターによる応援を受ける場合は、臨時ヘリポート使用に関する指示を行う。

第6節 広報・広聴活動

第1 広報活動

1 学生・教職員等に対する広報

- (1) 災害発生直後の速やかな災害関連情報の広報は、学生等の人心の安定、パニック防止等を図る上で重要であり、迅速かつきめ細やかな広報活動に努める。特に、被害の概要、避難に関する事項、その他学生等の安全確保に必要な事項（二次災害防止情報を含む。）を重視して広報する。
- (2) 学生等の生命及び身体の安全が確保され、帰宅等が困難となった者の情報を広報する。その内容等は次を基準とする。
 - ア 宿泊等場所、応急救護所に関すること
 - イ 食糧等物資、飲料水の配分に関すること
 - ウ 安否情報に関すること
- (3) ライフライン等の復旧情報に関すること
- (4) 広報誌を早期に発行し配布する。

2 報道機関への発表

広報グループが関係班、津市、三重県等との連絡調整のもとに記者クラブを通じて行う。なお、各報道機関から各部局等に対して直接行われる取材活動についても、原則として広報グループを通じ対応するものとする。また、本部内に「災害時プレスセンター（仮称）」を設置し、より多くの報道機関に対する情報提供を図る。

《情報提供の主な項目》

- ◆ 災害の被害状況
- ◆ 応急対策の状況
- ◆ 協力支援施策を要する事項
- ◆ その他必要な事項

3 災害記録の資料作成・整理等

今後の防災対策に反映させるため、本部各班、各部局隊、地区隊は災害の被害状況・応急対策の実施状況等を記録・整理する。

第2 広聴活動

地域住民からの問い合わせ・要望等に対応するため、関係機関と連携し必要に応じ特別窓口を開設する等の広聴活動に努める。

1 物資等供給

- (1) 食糧品・飲料水の供給は、基本的には①備蓄食糧の放出②既成食品（ペットボトル）の調達③関係機関等から支援受の順に配分体制の確立と並行して実施する。
- (2) その他の物資については、必要物資等を緊急調達し、供給する。

2 物資の調達及び配分

(1) 物資の調達

備蓄物資の放出では不足し、更なる物資の調達が必要と認められるときは、物資対策グループは必要品目・量を取りまとめた上、調達計画を作成して行う。なお、スーパー、コンビニ等での調達によっても不足する場合、あるいは在庫が無い場合は、津市に調達等を要請する。

(2) 物資の配分等

ア 物資の配分の優先順位は、基本的には

- ① 災害対策本部隊（部局隊）内業務に従事する者
 - ② 帰宅困難者
- を基準とする。

イ 物資等の配分（仕分け）は、物資対策グループが各部局隊等の協力を受け、配分場所等を設定して行う。

(3) 義援物資の取り扱い

ア 義援物資の受入れの判断等

- (ア) 受入れの可否については、本部長の許可を受けるものとする。
- (イ) 他の大学等からの義援物資が寄せられ、その義援物資を受入れする場合は、物資対策グループが態勢を整えるものとする。

イ 義援物資の申し出を受けた場合には、物資の内容量、輸送手段、到着予定日時等を確認し、本部長等に報告する。

ウ 義援物資申し出者に対する対応送付先は三重大学災害対策本部とし、物資等集配拠点を開設・設置して受入れするものとする。

エ 仕分け・配分等は、物資対策グループが各部局隊と調整して行うものとする。

第8節 帰宅困難者対策

帰宅困難者に対する対応は、避難誘導班・避難誘導グループが各部局隊と密接に連携・調整して、次の事を行う。

1 適切な情報提供

鉄道等交通機関の運行状況及び運行再開の見込み等について、関係機関及び関係本部隊各班と連携して適切に情報提供するものとする。

2 食糧、飲料水等の供給・宿泊場所の確保

学内の備蓄物資だけでは不十分であることから、本部隊物資対策G、津市、業者等と連携をとりつつ、帰宅困難者に対する供給を行うとともに、宿泊施設の確保等を行う。

第9節 ライフライン施設の応急対策活動

- 1 ライフライングループは、各部局隊等と連携し、ライフライン関連の被害状況を把握・整理する。
 - 2 被害の応急復旧に当たっては、各ライフライン事業会社と連携を強化し早期に復旧について要請等を行う。
 - 3 発電発電機、照明用器具等の代用措置を行う。この際、災害対策本部及び応急救護所を優先する。
 - 4 各ライフライン機能不全への対応
 - (1) 停電への対応
 - ア 発電発電機、照明用器具の他、バッテリー、懐中電灯等について確保する。
 - (2) ガス供給停止への対応
 - ア ガス配管等からの漏洩点検を行う。
 - イ ガスの漏洩を察知したならば、直近遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに避難させ、火源（電灯スイッチ等を含む）に注意して拡散処置を行う。
 - ウ 代用措置としてガスコンロ等を確保する。
 - (3) 断水への対応
 - ア 給水弁を操作し、消火用水を確保する。
 - イ 飲料用水は、貯水槽等の損壊状況を確認し、給水の可否を確認する。
 - ウ 生活用水等の確保については、津市へ給水に関する応援を要請する。
 - (4) 通信障害への対応
 - 災害応急対策活動等の緊急通信を確保するとともに、当面は衛星携帯電話を活用する。
- 別紙第14「衛星携帯電話番号表」（取扱注意）

第10節 防疫・遺体の処理等に関する活動

防疫・遺体の処理等については、医療救護グループが、各部局隊等及び関係医療機関等と連携して行うものとする。

第1 防疫・衛生活動

1 感染症対策

- (1) 津波等により浸水した建物については、必要に応じて消毒薬剤及び消石灰の散布を行う。
- (2) 被害が大規模で、大学だけでは対応が不可能な場合は、津市に対して協力を要請する。

2 衛生活動

- (1) 水道、下水道等の被害に応じ、仮設トイレの設置に当たる。
- (2) 被災地区（各部局等）のゴミの状況把握により、必要に応じて一時集積場を設置する等、暫定的な対策を講じる。
なお、一時集積場所の選定に当たっては周辺の環境に十分配慮する。

第2 遺体の処理等

- 1 遺体の処理については、その衛生状態に配慮し、医療活動との関係に配慮しながら迅速に進める必要がある。
このため、検死を行う医師の応援要請を附属病院に対して行う。
- 2 遺体の取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。
- 3 講堂等に遺体安置所を設けるとともに、棺の手配等についても関係班・事業社等との連携を図り、確保する等の処置を講ずるものとする。

第11節 二次災害の防止活動

1 気象情報の的確な把握・伝達

津波・余震・降雨等について速やかに情報を収集するとともに、その危険性についても十分に周知する。

2 施設調査グループは、被災した建物等の点検を速やかに実施して危険な建物等については、立入禁止の措置等を行うとともに、その措置状況等を関係部局等に周知・徹底する。

3 二次災害の危険性が認められる施設等に在館者がいる場合については、安全な場所へ避難誘導等の処置を行う。

4 救出・救助等の応急対策活動に従事する救助機関・救助班等に対しては、気象等の情報を適時適切に通知する等の処置を行い、救助に従事する者の安全を確保するに努める。

第5章 東海地震に関する活動

第1 注意情報発表時の対処

1 職員の招集

情報収集・伝達体制を強化するため、所要の職員等を招集し、不測事態対処体制を整えておく。

参集体制は、第1次（初動体制）体制とする。

2 広報

次の事項について広報する。

- (1) 注意情報が発表された場合の内容とその意味について
- (2) 政府・三重県等が行う準備行動の具体的内容について
- (3) 強化地域方向への出張・旅行等の自粛について
- (4) 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等について
- (5) 大学としての対応について

3 大学としての準備行動

- (1) 情報収集伝達体制等の広報体制を強化する。
- (2) 三重県が行う準備行動等について大学に関連すべき事項の具体化、及び水産実験所の学生・教職員等の避難についての指示等を行う。
- (3) 強化地域内からの通勤者に対しては、帰宅を促す等の処置を講ずる。
- (4) 非常事態に備え、食糧、飲料水、燃料等を確保する。

第2 警戒宣言発令時の対処

- 1 地震災害警戒本部を設置し、情報収集・伝達体制を強化する。
参集体制は、第2次体制とする。
- 2 初期消火のため、資機材の点検等を行い、準備体制を整える。
- 3 大学内の書棚・器材等の固定状況を確認するとともに落下物を除去する。
- 4 備蓄食糧・飲料水・燃料等を確認する。
- 5 水産実験所の学生・教職員等の避難状況を確認する。
- 6 その他、津市及び三重県が行う準備行動の具体化を推進する。